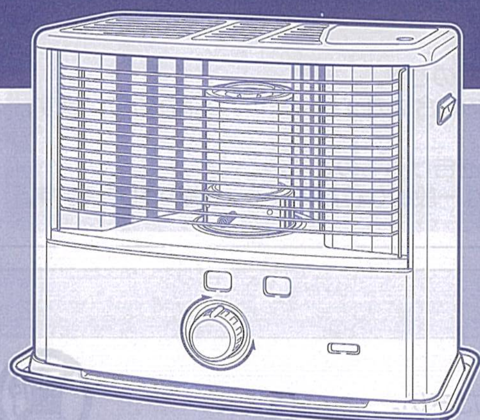
CORONA

コロナ自然通気形開放式石油ストーブ

取扱説明書

正しく使って上手に節約

SX-E270WY



このたびは、コロナ石油ストーブをお買いあげいただき、まことにありがとうございました。
正しくお使いいただくために、この取扱説明書をよくお読みください。
なお、お読みになった後もお使いになる方がいつでも見られる所に「保証書」と共に大切に保管してください。

燃料は必ず良質の灯油（JIS 1号灯油）を使用してください。

⚠危険



KEROSENE ONLY

ガソリン使用禁止
使用燃料：灯油

⚠警告



換気必要
（1時間に1～2回）
寝るとき消火
給油時消火

⚠注意

変質した持ち越し灯油
使用厳禁

もくじ

乾電池別売　乾電池は付属されていません。乾電池（単二形）4個をお買い求めください。



株式会社コロナ

1 特に注意していただきたいこと、安全のために必ずお守りください

この取扱説明書および製品への表示では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。


危険 この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う危険が差し迫って生じることが想定される内容を示しています。


警告 この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。


注意 この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う危険が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

絵表示の例

⚠記号は注意を促す内容があることを告げるものです。
図の中に具体的な注意内容（⚠の場合は一般的な注意、⚠の場合は感電注意）が描かれています。

⊘記号は禁止の行為であることを告げるものです。
図の中や近傍に具体的な禁止内容（左図の場合はガソリン禁止）が描かれています。

❶記号は行為を強制したり指示する内容を告げるものです。
図の中に具体的な指示内容（左図の場合は一般的な行為の指示）が描かれています。

⚠危険

●ガソリン厳禁

ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。
火災の原因になります。



⚠警告

●スプレー缶厳禁

スプレー缶をストーブの上や前に放置しないでください。
熱でスプレー缶の圧力が上がり、爆発し、危険です。



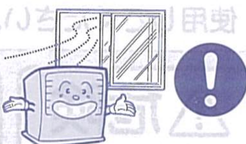
●カーテン、可燃物近接厳禁

カーテンや燃えやすいもののそばなどでは使用しないでください。
火災の原因になります。



●換気必要

換気せずに使用しつづけないでください。
酸素が不足すると、不完全燃焼し、一酸化炭素などが発生して中毒になるおそれがあります。
使用中は必ず1時間に1～2回（1～2分）換気して、新鮮な空気を補給してください。
窓の凍結、地下室など換気が十分に行えない場所では、使用しないでください。



●衣類の乾燥厳禁

衣類などの乾燥には使用しないでください。
衣類が落下して火がつき、火災の原因になります。



●やかんのせ禁止

やかんやなべなどをのせないでください。
振動や接触によってやかんやなべなどの熱湯がこぼれ、やけどのおそれがあります。
また、なべの煮こぼれによってストーブ内部の部品が損傷するおそれがあります。



⚠警告

●寝るとき消火

寝るときや外出するときは、必ず消火してください。
また、人目の届かないところでは、使用しないでください。
不完全燃焼や異常燃焼・火災のおそれがあります。
消火の際は、必ずしん調節つまみが消火位置にもどり、火が消えたことを確かめてください。



●給油時消火

給油は、必ず消火してから行ってください。
火災の原因になります。
こぼれた灯油は、よくふきとってください。



●油漏れ危険

給油口は確実に閉めてください。
給油口を下にして、油漏れがないことを確かめてください。
給油口が確実に閉まっていないと簡単にひらいて、火災の原因になります。



●可燃性ガス使用厳禁

ストーブを使用している部屋で、可燃性ガスが発生するもの（ベンジン、シンナー、ガソリン）、スプレーを使用しないでください。
火災や故障の原因になります。



⚠注意

●居室内給油禁止

給油は、必ず火の気のないところで行ってください。火災のおそれがあります。



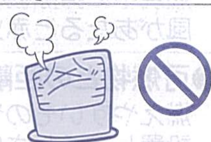
●燃焼中移動禁止

火のついたまま持ち運ばないでください。
やけどのおそれがあります。また、転倒すると火災の原因になります。



●異常時使用禁止

におい、すすの発生、炎の色など異常燃焼を起こしたときは使用しないでください。
緊急の場合でもあわてずにしんを下げて消火してください。(9ページ参照)



●ほこりの除去

ほこりを、ときどき除去してください。
ごみ、ほこりなどがつまると、異常燃焼のおそれがあります。



●変質灯油禁止

変質灯油、汚れた油、水の混じっている灯油などを使用しないでください。
異常燃焼やしんが下がらなくなるおそれがあります。



●高温部接触禁止

燃焼中や消火直後は、高温部(図のアミ部分)に手などふれないでください。
やけどのおそれがあります。
小さいお子様やからだの不自由な方のいるご家庭では、特に注意してください。



●直接長時間あたらない

ストーブに直接長時間あたらないでください。低温やけどや脱水症状になるおそれがあります。
お子様、お年寄り、病気の方、皮ふの弱い方などがお使いになる場合は、ストーブの取り扱い、部屋の換気、やけど、低温やけどや脱水症状などについて周囲の人が十分注意してください。



⚠ 注意

●燃焼筒のガラスが割れたままの使用禁止

燃焼筒のガラスが欠けたり、割れて破損したままの状態では、絶対に使用しないでください。異常燃焼したり、すすが発生するおそれがあります。



●高電圧に注意

点火時(通電時)に、点火プラグからは高電圧が発生します。
点火プラグに不用意に触れないでください。感電するおそれがあります。
特に小さいお子様にご注意ください。



●純正部品の使用

しんなどの部品は、必ず純正部品（指定された部品）を使用してください。
予想しない事故が発生するおそれがあります。



●分解修理・改造の禁止

故障、破損したら、使用しないでください。不完全な修理や改造は、危険です。
お買い求めの販売店に修理を依頼してください。



●保管時にしていただくこと

長期間使用しないとき又は保管するときは、必ず灯油を抜いて(乾電池を取り外して)ください。
傾けたり、横倒しの状態では保管しないでください。火災のおそれがあります。



●次の場所では使用しない

火災や予想しない事故の原因になります。

- 水平でない場所、不安定な場所
- 風のあたる場所、部屋の出入口
- ほこりや湿気の多い場所
- 不安定な物をのせた棚などの下
- 可燃性ガスの発生する場所又はたまる場所
- 温室、飼育室など人のいない場所
- 理・美容室、クリーニング店などスプレーや化学薬品を使う場所
- マントルピースなどストーブが囲われる場所
- 直射日光があたる場所



●掃除機の排気に注意

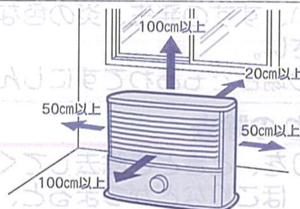
燃焼中に掃除機の排気などをあてないでください。
風があたると赤火が出たり、異常燃焼の原因になり危険です。





●可燃物との距離を離す

燃えやすいものや障害物とは、必ず右図に示す距離をとって設置してください。
火災のおそれがあります。





●正常燃焼の確認

正常に燃焼していることを確認してください。
しんが上がりすぎたり、燃焼筒がずれていたりすると異常燃焼し危険です。





●日常のお手入れ時の注意

日常の点検・手入れは必ず行ってください。
点検・手入れは、ストーブが冷えてから行ってください。(10·11ページ参照)
やけどのおそれがあります。



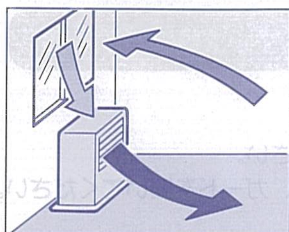


●廃棄するときの注意

ストーブを廃棄処分するときは、必ず給油タンク・固定タンク内の灯油を抜き取ってください。(11ページ参照)
灯油が入ったまま廃棄するとリサイクルの際に思わぬ事故になるおそれがあります。



2 効果的に使用するために



●外気に接する窓側などに置くと、冷気がストーブで暖められ、上昇対流するので効果的です。

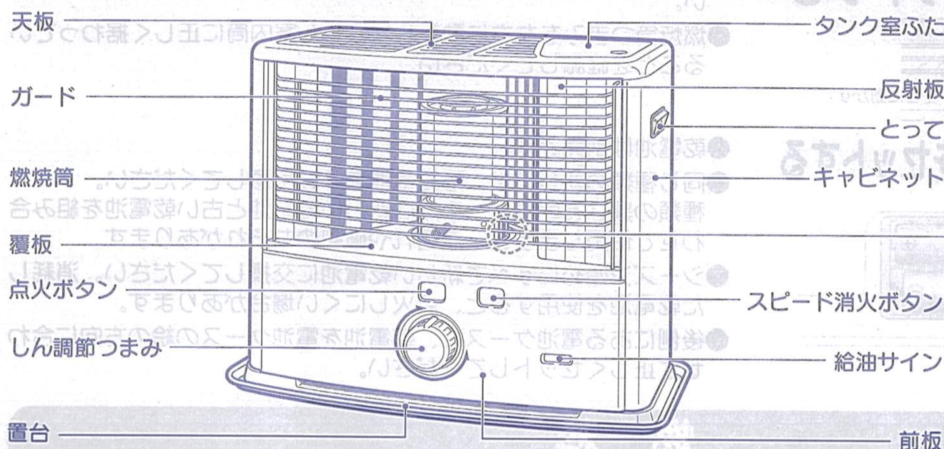
• カーテンなど可燃物との距離は十分とってください。

●扇風機やサーキュレーターなどで室内の空気を対流させると、より効果的な暖房ができます。

• ストーブに直接、風があたらないよう注意してください。

3 各部の名称

外観図





構造図

案内筒リング
点火プラグ
しん案内筒
高圧コード
点火装置
しん案内筒パッキン
電極板
しん押え
しん
フック
オイルピン
電池ケース
油受けざら
電源リード線
ふりこ
コネクタ
給油サイン金具
固定タンク
対震自動消火装置
マイクロスイッチ

ガラス外筒
外筒ベース
燃焼筒つまみ
燃焼筒

給油口
オープンつまみ
油量計
給油タンク

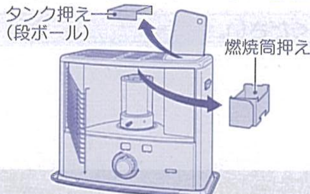
※単二形乾電池（別売）4個を使用します。

4 使用前の準備

開こんと部品のセット

次の順序で準備してください。

1 包装箱からストーブを出す



●包装箱からストーブを取り出してください。
●ガードをとめているテープをはずして、ガードを開いてください。
●燃焼筒押えをはずしてください。
●タンク室ふたを開いて、タンク押えをはずしてください。

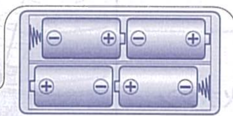
• 包装箱、タンク押え、燃焼筒押えはストーブの保管に必要です。
また、取扱説明書も忘れずに保管してください。

2 燃焼筒をセットする



●燃焼筒をセットしたら、ガードをもとどおりに取り付けてください。
●燃焼筒つまみを左右に動かして、しん案内筒に正しく据わっていることを確認してください。

3 乾電池(単二形 4個)をセットする



●乾電池は別売です。
●同じ種類の新しい単二形乾電池を4個用意してください。
種類の異なる乾電池、または新しい乾電池と古い乾電池を組み合わせて使用しますと、液漏れや破裂のおそれがあります。
●シーズン始めにすべて新しい乾電池に交換してください。消耗した乾電池を使用すると、点火しにくい場合があります。
●後側にある電池ケースに、乾電池を電池ケースの絵の方向に合わせて正しくセットしてください。

燃　料

燃料は必ず灯油（JIS1号灯油）を使用してください。

● ⚠危険 ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しないでください。
火災の原因になります。

● ⚠注意 変質灯油、不純灯油、汚れた油、水の混じっている灯油などは絶対に使用しないでください。

●添加剤や助燃剤などは使用しないでください。
●灯油は必ず火気・雨水・ごみ・高温および直射日光をさけた場所に保管してください。

灯油とガソリンの見分けかた

指先に燃料をつけ、息をふきかけます。
(火の気のない所で行ってください。)



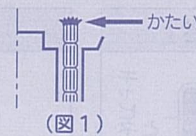
■変質灯油・不純灯油とは………

昨シーズンより持ち越しの灯油（冬 春 秋 夏）	長期間日光にあたる所や温度の高い所に保管した灯油
容器のふたが開けてあったり、乳白色のポリ容器で保管した灯油（長期間）	水・ごみや灯油以外の油がほんのわずかでも混入した灯油（水·ごみ·ガソリン·重油·機械油・てんぷら油…）

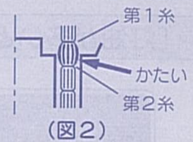
●極度に変質したものは、黄色味がかったり、すっぱい臭いがします。
●必ず灯油用のポリタンクをお使いください。
●灯油はシーズン中に使いきりましょう。

■変質灯油や不純灯油を使用すると…

- 油の程度にもよりますが、1日～30日のご使用で、しんの先端(図1)又は第1糸と第2糸の間(図2)にカーボンやタールが付着し、その部分がかたくなると同時に厚くなって、スピード消火ボタンを押したり、対震自動消火装置が作動しても、しんが下がらず消火しないことがあります。



(図1)



(図2)

- 赤熱ムラが出たり、燃焼筒が暗くなり、激しいにおいがしたり、異常燃焼したりします。
- 給油タンクに灯油が残っていても火力が小さくなったり、しんが下がらなくなったりします。
- 点火してから完全燃焼まで時間がかかります。
- 給油タンクや固定タンクが腐食する原因になります。

■万一変質灯油や不純灯油を使用したときは、

- 給油・固定タンク内の灯油を抜き、きれいな灯油で2～3回洗ってから使用してください。
（悪い油が残っていると再発します）（11ページ参照）
- しんの手入れをしてください。（11・12ページ参照）
- しんの手入れをしても効果のないときはしんを交換してください。
しんの交換はお買い求めの販売店又は、コロナお客様ご相談窓口にご連絡ください。

ご注意
- 変質灯油、不純灯油が原因で修理を依頼されたときは、保証期間中でも保証の対象外となります。
- 変質灯油の処理でお困りの場合は、灯油をお買い求めの販売店にご相談ください。

給　油

● ⚠警告 給油は必ず消火してから火の気のないところで行ってください。

■給油の手順と注意

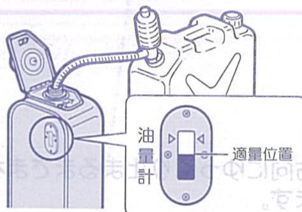
1 給油タンクを取り出し、給油口を開く



●タンク室ふたを開いて給油タンクを取り出し、オープンつまみを強く引いて、給油口を開いてください。

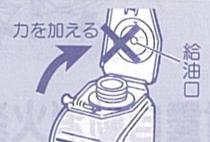
- 燃焼中は絶対に給油タンクを取り出さないでください。
- 給油タンクは、ぶつけたり落としたりしないよう、ていねいに取り扱ってください。

2 給油する

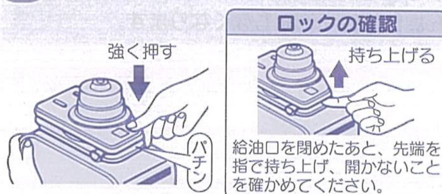


●市販の給油ポンプなどを使用して、油量計を見ながら給油してください。
●油量計の半分くらいまで黒色に変わったら、給油をやめてください。

- 給油口に力を加えて変形させたり衝撃などを受けて変形しますと、油漏れや給油口が完全に閉まらない原因になりますので変形させないでください。



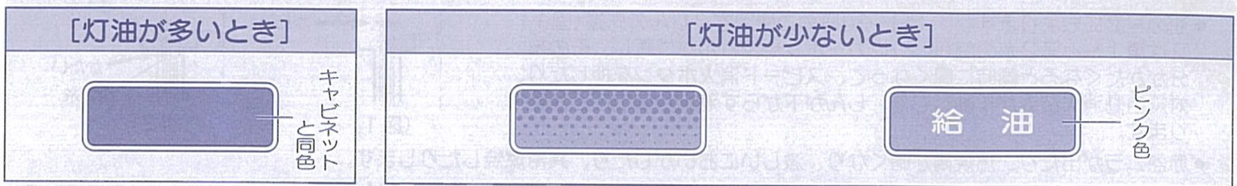
3 給油口を閉める



● ⚠警告 給油口は、確実に「パチン」と音がするまで図の位置を強く押してください。
給油口を下にして、油漏れがないことを確かめてから、給油タンクをタンク室に正しくセットしてください。

- ⚠警告 給油口が確実に閉まっていないと簡単に開いて、火災の原因になります。
- こぼれた灯油はよくふきとってください。

■給油するときのめやす（給油サインで確認してください。）



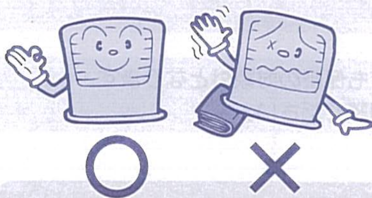
●ご使用中、給油タンク内の灯油が少なくなると「給油サイン」で給油の予告をします。
「給油サイン」の「給油」が出てきたら、給油してください。約１～２時間で給油タンク内の灯油がなくなります。

点火前の準備と確認

水平な場所に設置

●ストーブは、水平で安定のよい床の上に設置してください。

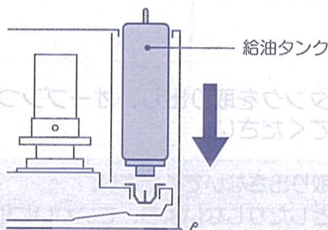
- 傾斜した場所や振動の激しい場所で使用すると、異常燃焼や対震自動消火装置の誤作動の原因になります。



○ ×

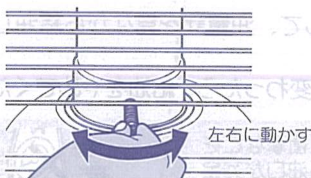
給油タンクのセット

●給油タンクを正しく静かに入れてください。



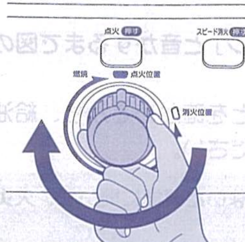
燃焼筒の据わり確認

●燃焼筒のつまみを持って左右に２～３回動かして、しん案内筒に正しく据わっているかを確かめてください。



対震自動消火装置のセット

●しん調節つまみを右（燃焼）方向にゆっくり止まるまでまわすことにより自動的にセットされます。



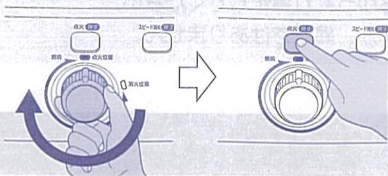
- しん調節つまみをまわすとき「カチカチ」と音がして重いのは、対震自動消火装置が自動的にセットされているためです。
- 一度セットされますと、しん調節は軽く、音もなくなります。

5 使用方法

点　火

■電池点火のしかた

1 しん調節つまみをまわし、点火ボタンを押す



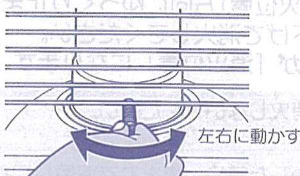
●しん調節つまみを右（燃焼）方向にゆっくり止まるまでまわし、しんをいっぱいに上げてください。
（しん調節つまみの突起が真上「点火位置」になります。）

●点火ボタンを軽く押してください。
ピーという放電音がして点火します。

●点火を確認したら、点火ボタンから静かに指をはなしてください。

- 点火後いつまでも放電を続けると、電池の消耗が早くなります。
- 点火プラグ（電極）付近から白煙が上がるだけで点火しない場合は、しんをわずかに下げて点火ボタンを押すと点火しやすくなります。

2 燃焼筒の据わり確認



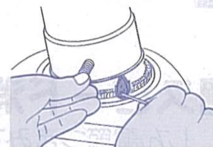
●燃焼筒のつまみを持って、左右に2～3回動かして、しん案内筒に正しく据わっているかを確かめてください。

- **⚠注意　燃焼筒が正しく据わっていないと、最初から赤火ですすけて異常燃焼します。正しく据え付けてください。**

- しん、点火プラグ（電極やその周囲）及び電極板（先端部）がカーボンやタールで汚れてくると点火しにくくなります。しんの手入れや掃除を行ってください。（10・11ページ参照）
- しんの手入れや掃除を行っても点火しにくい場合は、乾電池が消耗している可能性があります。同じ種類の新しい単二形乾電池4個と交換してください。（5ページ参照）

■マッチ点火のしかた ―― 電池点火が使えないとき

1. ガードを開いてください。
2. しん調節つまみを右（燃焼）方向にゆっくり止まるまでまわし、しんをいっぱいに上げてください。
3. 燃焼筒つまみを図のように持ち上げてマッチで点火してください。



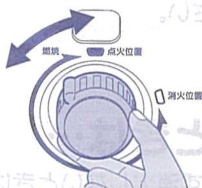
ご注意 ●マッチの燃えかすをしん付近や置台の上に置かないでください。
樹脂部分が焼損したり、火災や事故の原因になります。

4. 燃焼筒をしん案内筒の上に静かに戻してください。
5. 燃焼筒つまみを持って左右に2～3回動かし、燃焼筒の据わりを確かめてください。
6. ガードを閉めてください。

- 初めてご使用になるときや、しんの手入れ、しんの交換、から焼きなどをしたときは、給油後20分以上放置して、しんに十分灯油がしみるまでおまちください。しんに十分灯油がしみないうちに点火すると、吸い上げ不足のため燃焼筒の赤熱不足が続くことがあります。このときは、いったん消火し、20分以上放置後点火してください。

炎の調節

炎の調節はしん調節つまみで行います。

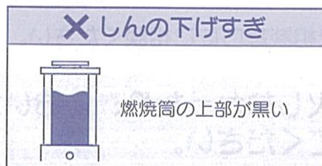


●炎や赤熱の状態を見ながら〔しんの下げすぎ〕や〔しんの上げすぎ〕の状態にならないように調節してください。

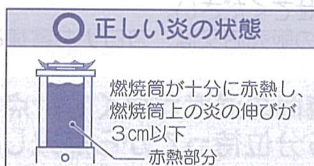
しん調節つまみ	しん	炎
右（燃焼）方向にまわす	上がる	伸びる
左(消火位置)方向にまわす	下がる	小さくなる

■炎の状態

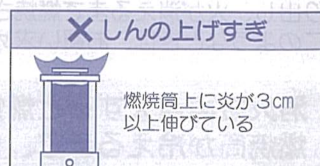
✕ しんの下げすぎ



○ 正しい炎の状態



✕ しんの上げすぎ



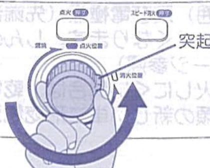
- 点火後 15 ～ 20 分たって、部分的な炎の伸びや、燃焼筒の赤熱ムラがでるときは、燃焼筒つまみを持って左右に軽く２～３回動かしてください。それでも炎が伸びてきたら、しん調節つまみを左（消火位置）方向へまわして〔正しい炎の状態〕に調節してご使用ください。
- 点火後そのまま放っておくと〔しんの上げすぎ〕のように炎が伸びて、すすや一酸化炭素が発生することがあります。また、〔しんの下げすぎ〕のように燃焼筒の赤熱が不足している状態で燃焼しますと、においや一酸化炭素が発生するばかりでなく、しんにカーボンが付着し、しん調節も重くなります。このようなときはしんの手入れをしてください。（11・12ページ参照）
- しんを下げた状態から急激にしん調節つまみを右（燃焼）方向へまわすと、一時的に炎が伸びてにおいや黒煙が出ることがあります。しん調節つまみを右（燃焼）方向へまわすときは、炎を見ながらゆっくり操作してください。
- 換気扇・超音波加湿器などを使用すると、炎がピンク色になることがありますが、異常ではありません。

消　火

■通常消火のしかた

1 しん調節つまみを左（消火位置）方向にまわす

●しん調節つまみを左（消火位置）方向にゆっくり止まるまでまわし、しんをいっぱいに下げて消火してください。
（しん調節つまみの突起が「消火位置」になります。）



- ストーブを押したりして消火しないでください。
- ３～５分で消火します。
- しん調節つまみを早くまわした時や、小火力で使用してからの消火は、炎が一瞬伸びることがありますので、炎が伸びないようゆっくりまわして消火してください。

2 消火の確認をする

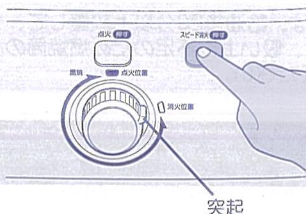
●必ず消火の確認をしてください。

■スピード消火のしかた —— 緊急時の消火方法

しん調節つまみで消火することのできない緊急時にだけ使用してください。

1 スピード消火ボタンを押す

●対震自動消火装置が作動し、しんが下がります。
（しん調節つまみの突起が「消火位置」に戻ります。）



- しん調節つまみの突起が「消火位置」に戻らないときは、戻るまでしん調節つまみを左方向へまわしきって消火してください。
- 通常消火にくらべて、消火時のにおいが強くなります。
- 変質灯油などでしんの上部に、タールなどが多く付着していると、スピード消火ボタンを押してもしんが完全に下がりきらない（しん調節つまみの突起が「消火位置」に戻らない）で消火しないことがあります。このようなときはしんの手入れをしてください。（11・12ページ参照）

2 消火の確認をする

●必ず消火の確認をしてください。

■消火しない（しん調節つまみの突起が「消火位置」に戻らない）ときは…

しん調節つまみをまわしても、スピード消火ボタンを押しても、しんが下がらず消火しないときは給油タンクを取り出し、火が消えるまで燃焼させてください。
このようなときは、お買い求めの販売店又は、コロナお客様ご相談窓口にご相談ください。

**消火後再点火すると燃焼筒の温度が高くて、点火しなかったり、においがします。
燃焼筒が冷えるまで、５分位待ってから点火してください。**

6 対震自動消火装置

強い地震や振動、衝撃を受けたときは対震自動消火装置が作動して自動的に消火します。
しん調節つまみを右（燃焼）方向にゆっくり止まるまでまわすことにより自動的にセットされます。

- 対震自動消火装置は、JISに定められた100～200ガルの振動により作動するように調整してあります。従ってご使用中における弱い日常的な振動、傾斜では作動しません。
- 変質灯油などでしんの上部にタールなどが多く付着していると、対震自動消火装置が作動してもしんが完全に下がりきらないで消火しないことがあります。このようなときはしんの手入れをしてください。（11·12ページ参照）
- 地震によって作動した場合は、周囲の可燃物、ストーブの損傷、灯油のあふれなど異常がないことを確認した後、再点火してください。

7 日常の点検・手入れ

点検・手入れは、消火後ストーブが十分冷えてから、行ってください。

- 対震自動消火装置を分解したり、油でふいたりしないでください。
- しんの標準出寸法は8.5mmです。切ったり、長く引き出したりしないでください。
- 燃焼筒を落として、ガラスを割ったり、変形させたりしないでください。
- しん案内筒・給油タンク・燃焼筒は変形させないでください。

	点検箇所		点検する内容	処置方法
使用ごと	置台 給油タンク		●油漏れ・油のたまりや油のにじみがないか。	●油のたまりや、油のにじみはふきとる。 ●油漏れのある場合は、お買い求めの販売店に修理を依頼してください。
使用ごと	外観	キャビネット、反射板、覆板、置台など	●ほこりや汚れがないか。	●やわらかい布でふきとる。 （ベンジン、シンナー、クレンザーなどでふかないでください。）
使用ごと	外観	天板	●化繊などのほこりが焼きついていないか。	●しめらせたやわらかい布にクレンザーをつけてふきとる。
使用ごと	ストーブの周囲		●可燃物がないか。	●周囲を整理・清掃し、可燃物は取り除く。
使用ごと	乾電池		●点火しにくくなったり、点火時の「ピー」という放電音がかすれたり、とぎれることがないか。	●同じ種類の新しい乾電池（単二形4個）と交換する。
	⚠		点火時（通電時）に、点火プラグからは高電圧が発生します。 点火プラグに不用意に触れないでください。感電するおそれがあります。 点検・手入れをするときは、必ず乾電池をはずしてから行ってください。	
月1回	しん案内筒		●たいらの部分に燃えかすなどがたまっていないか。 〔燃えかすなどがたまると燃焼筒の据わりを悪くして、燃焼を阻害することがあります。〕	●燃焼筒をはずし、⊖ドライバーの先で燃えかすなどを取り除く。 ●しんの先端をしん案内筒のたいらの部分に合わせ、燃えかすがみぞに落ちないように注意してください。 （図：ドライバー／たいらの部分）
月1回	点火プラグ 電極板		●点火プラグの電極やその周囲あるいは電極板が、カーボンやタールで汚れていないか。 〔点火不良の原因になります。〕 （図：カーボンやタール）	●燃焼筒をはずし、⊖ドライバーの先やブラシなどでカーボンやタールなどを取り除く。 ●電極や電極板を変形させないでください。変形した場合は、お買い求めの販売店に修理を依頼してください。 ●しんをほつれさせないでください。 〈点火部の関係寸法図〉（図：しん／しん案内筒／電極板／1mm／点火プラグ／電極／1mm）
月1回	しんの点火部		●燃えかすなどが落ちていないか。 ●ほつれていないか。	●燃えかすなどを取り除く。 ●ほつれを切る。 （図：燃えかす／ほつれ）

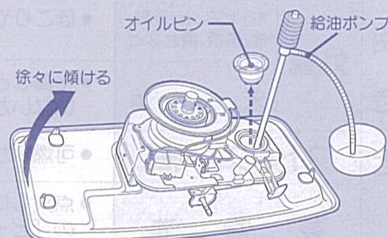
	点検箇所	点検する内容	処置方法
月2回	対震自動消火装置 (点検時は必ず乾電池を抜いてください。)	(作動具合) ●しんを上げ、置台の左側を前後に強く動かしたとき、装置が作動して、しんが最後まで確実に下がるか。	●感震部、作動部を点検する。 (燃焼筒と給油タンクを取り出し、しん調節つまみを抜いたあと、キャビネットの左右側面(下部)の止めねじ2本と後面の止めねじ2本をはずし、キャビネットを前方に約45°傾け、そのまま引き抜いてください。)
2ヵ月に1回		(感震部(ふりこ、ベース)) ●ごみ、異物、ほこりなどが付着していないか。	●やわらかい布で、ごみ、異物、ほこりなどをきれいにふきとる。 (キャビネットのはずしかたは、上記作動具合の処置方法参照) 感震部 ふりこ ベース
月1回		(作動部(しん)) ●しんの上下はスムーズか。 ●タールの付着はないか。	●しんの手入れをする。(11・12ページ参照) ●効果のない場合は、しんを交換する。 (お買い求めの販売店又は、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご相談ください。)
しん交換時	しん案内筒パッキン	●のびたり、切れたり、傷んでひびが入っていないか。	●パッキンに、のび、切れ、ひびなどが入っていた場合は交換する。 (お買い求めの販売店又は、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご相談ください。)

■油タンク内（給油タンク・固定タンク）の変質灯油や不純灯油を取り除くときは……

●処置方法（火の気のないところで行ってください）

1.スピード消火ボタンを押して、対震自動消火装置を作動させてください。
2.燃焼筒と給油タンクを取り出し、しん調節つまみを抜いたあと、キャビネットの左右側面(下部)の止めねじ2本と後面の止めねじ2本をはずし、キャビネットを前方に約45°傾け、そのまま引き抜いてください。
3.オイルピンを取り出して、固定タンク内の灯油を図のようにして抜き取り、きれいな灯油で2～3回洗ってください。
4.油受けざらの底にたまっている水やごみは必ず布きれでふき取ってください。
5.オイルピンをもとどおりピンがまっすぐ上を向くように取り付けてください。
6.給油タンク内もきれいな灯油で洗い、良質の灯油に交換してください。

しんの手入れもあわせて行ってください。(11・12ページ参照)



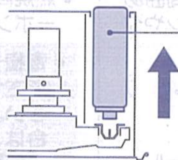
しんの点検・手入れ（月1回）

変質灯油や不純灯油などでしんの上部にカーボンやタールが付着し、不具合が生じたとき(6ページ参照）は、しんの手入れをしてください。

■しんの手入れのしかた

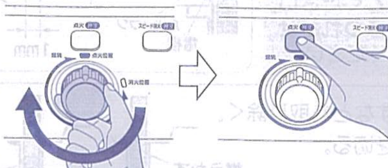
●しんの手入れをするときは、風のあたらない場所で行ってください。
風があたると赤火が出たり、異常燃焼の原因になり危険です。また、しんの手入れ中はにおいがしますので換気をしてください。

1 給油タンクを取り出す



●タンク室から給油タンクを取り出してください。

2 点火操作をする



●しん調節つまみを右(燃焼)方向にゆっくり止まるまでまわし、しんをいっぱいに上げたあと点火ボタンを軽く押して点火してください。
●正しい炎の状態で燃焼させてください。(8ページ参照)

3 そのまま灯油がなくなって、火力が小さくなるまで放置する

4 火力が小さくなったらしんを一杯に上げ、消火するまで燃焼させる

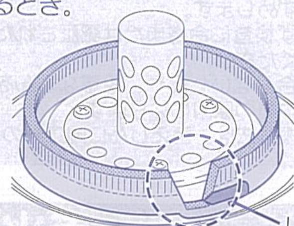
- しんがかたくなっているときは、しんの手入れを2～3回行ってください。
- しんの手入れ後のご使用は、しんを一番下まで下げてから給油タンクをセットし、20分以上待ってしんに十分灯油がしみこんでから点火してください。
  しんに十分灯油がしみないうちに点火すると、吸い上げ不足のため燃焼筒の赤熱不足が続くことがあります。

■次のようなときは新しいしんと交換してください。（13ページ参照）

- しんの手入れを行ってもカーボンやタールがとれず、効果がないとき。
- しんが水を含んでしまい、しんの上下操作が重くなったとき。
- しんの上部が消耗して、うすくなったり短くなったり、凹凸になっているとき。

■しんについて

- このストーブのしんは着火しやすいように点火部に切欠きがあります。
- 切欠き部分の繊維をほつれさせないでください。



8 定期点検

長期間ご使用になりますと、機器の点検が必要です。

●2年に1回程度、シーズン終了後などにお買い求めの販売店又は、修理資格者〔(財) 日本石油燃焼機器保守協会（TEL 03-3499-2928）で行う技術管理講習会修了者（石油機器技術管理士）など〕のいる店などに点検依頼されることをおすすめします。

9 故障・異常の見分け方と処置方法

●次の表にもとづいて、お確かめください。
●処置方法により処置しても良くならないときは、お買い求めの販売店にご相談ください。

原因＼現象	点火しない	燃焼筒が赤熱しない	炎がかたよる	においがする	赤火やススが出る	炎が大きくならない	しん上下操作が重い	しんが下がらない	しんがすぐ下がってしまう	消火しない	油タンクに灯油が入っているのに消火する	火のまわりが遅い	処置方法	参照ページ
給油タンクに灯油がない	●	●		●		●						●	給油する	6·7
水、変質灯油、不純灯油が混入している	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	給油タンク、固定タンク内の油を抜き、きれいな灯油で洗い、しんも交換する	11·13
しんに十分灯油がしみこまないうちに点火した	●	●		●		●						●	給油後はしんを下げて20分以上待ち、しんに十分灯油がしみこんでから点火する	8
しんの上げすぎ			●	●	●								正しい炎の状態になるようにしんを調節する	8·9
しんの下げすぎ		●		●		●								
燃焼筒の据わりが悪い			●	●	●								燃焼筒つまみを左右に動かして据わりをなおす	8
長時間閉め切った部屋で使用している		●		●		●							窓をあけ、部屋の換気をする	1
しんにタールが付着している	●	●	●	●		●	●	●		●		●	「しんの手入れ」をする	11·12
点火プラグの電極や電極板の汚れ・変形	●												汚れは掃除、変形は販売店に依頼して修理	10·—
点火装置のコネクタや高圧コードがはずれている	●												正しく差し込む又は、販売店に依頼してすぐ修理する	—
乾電池が正しく入っていない、消耗している	●												⊕⊖を正しく入れる 新しい乾電池と交換する	5
燃焼筒部品の変形、破損		●	●	●	●	●							新しい部品と交換する	13
風、振動を受けている		●	●	●	●	●			●				風の当たらない場所で使用する 振動を受けないようにする	3
しん上下機構が故障している	●						●	●		●			販売店に依頼してすぐ修理する	—
給油タンクが入っていない又は、確実に入っていない											●		給油タンクを確実に入れる	6
対震自動消火装置が故障している									●				販売店に依頼してすぐ修理する	—

●燃焼中や消火後に、ときどき「ポコンポコン」という音がしますが、これは給油タンクから固定タンクへ灯油が流出するときの音で異常ではありません。

10 部品交換のしかた

● ⚠注意 不完全な修理、調整は危険ですので、部品の交換、調整が必要な場合には、お買い求めの販売店又は、修理資格者〔(財)日本石油燃焼機器保守協会で行う技術管理講習会修了者（石油機器技術管理士）など〕のいる販売店にご相談ください。

● ⚠注意 部品交換は **コロナ純正部品** とご指定ください。

しんの交換

- しんの交換は、お買い求めの販売店又は、お近くのコロナお客様ご相談窓口へ依頼されることをおすすめします。
- しんは必ず検査に合格または認証された「コロナ純正しん SX-E270WY」（右のマーク付）をご使用ください。
  器具に適合しないしんや、粗悪なしんを使用しますと、性能を十分発揮できないばかりでなく火災や中毒の原因になります。
- しんの交換方法は、替えしんに同こんの「石油燃焼機器用しん取扱説明書」に従ってください。



または



点火プラグ・電極板の交換

●点火プラグ・電極板の交換は、お買い求めの販売店又は、お近くのコロナお客様ご相談窓口へご依頼ください。

燃焼筒の交換

●燃焼筒のガラスが割れたときは、お買い求めの販売店又は、お近くのコロナお客様ご相談窓口へご依頼ください。

乾電池（別売）の交換

●乾電池を交換するときは、必ず同じ種類の新しい単二形乾電池を４個使用してください。（5ページ参照）

11 保管（長期間使用しない場合）

おしまいになるときは、日常の点検・手入れの項を参照し、次の要領で保管してください。

1.給油タンク・固定タンク内の灯油を抜き取ってください。（11ページ参照）

●水、ごみなどを残したまま保管すると、さびや穴あきの原因になったり、しん上下不良の原因になることもあります。
●灯油を抜いたあとは、内部をよく乾燥させてください。

2.しんの手入れをしてください。（11・12ページ参照）

3.必ず乾電池を取りはずしてください。

4.内部のごみやほこりを取ってください。

●燃焼筒と給油タンクを取り出し、しん調節つまみを抜いたあと、キャビネットの左右側面（下部）の止めねじ２本と後面の止めねじ２本をはずし、キャビネットを前方に約45°傾け、そのまま引き抜いてください。

5.ストーブの外観を掃除してください。（10ページ参照）

6.対震自動消火装置を作動させてください。（11ページ参照）

7.包装箱に入れて、乾燥した場所に水平に保管してください。

● ⚠注意 傾けたり、横倒しの状態では絶対に保管しないでください。

- 取扱説明書は、保証書と共に大切に保管してください。
- 来シーズンにお使いになるときは、対震自動消火装置の作動を２～３回くりかえし、しんが最後まで下がることを確かめてください。

12 仕様

型式の呼び		SX-E270WY
種類		しん式・放射形
点火方式		高圧放電点火〈単二形乾電池（1.5V）4個〉
使用燃料		灯油（JIS 1号灯油）
燃料消費量		0.279L/h
暖房出力		2.67kW (2,300kcal/h)
油タンク容量		5.0L
燃焼継続時間		約18.0時間
標準適室		木造 11.5㎡（7畳）まで コンクリート 16.5㎡（10畳）まで
外形寸法		高さ467㎜ 幅618㎜ 奥行324㎜（置台を含む）
質量		9.3kg
しん	種類	普通筒しん
	呼び寸法	内径75㎜ 厚さ2.8㎜
安全装置		対震自動消火装置

※乾電池は別売です。同じ種類の新しい単二形乾電池を4個用意してください。

13 アフターサービス

保証について

- このコロナ石油ストーブには保証書がついています。「お買い上げ日・販売店名」などの記入をお確かめのうえ、販売店からお受けとりになり、大切に保管してください。
- 保証期間はお買い上げいただいた日から1年間です。
- 次のような原因による故障および事故につきましては、保証の対象になりませんので注意してください。
  - ■変質灯油や不純灯油など、また灯油以外の燃料使用による故障や事故。
  - ■誤った使用方法による故障や事故。

修理を依頼されるとき

- 本書の「故障・異常の見分け方と処置方法」（12ページ参照）の項に従って調べても良くならないときは、お買い求めの販売店又は、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご連絡ください。
- 保証期間中であれば保証書の規定に従って無料修理させていただきます。

■保証期間が過ぎているときは

- お買い求めの販売店にご相談ください。
  修理によって使用できる製品についてはお客様のご要望により有料修理いたします。

■補修用性能部品の保有期間

- 石油ストーブの補修用性能部品（機能を維持するために必要な部品）の保有期間は製造打ち切り後6年です。

輸送時や運搬時に給油タンク・固定タンク内に灯油が残ったままですと、傾きや振動で灯油がこぼれることがありますので、必ず抜き取ってください。

お客様ご相談窓口一覧表

修理サービスや製品についてのご相談は機種名をご確認の上、お買いあげの販売店または下記のご相談窓口にご依頼ください。

ご転居やご贈答品などでお困りの場合は、下記のお近くの窓口にご相談ください。
名称、所在地、電話番号は、変更する場合がありますのでご了承ください。

北海道地区	札幌支店	札幌市白石区平和通16丁目南1-19	〒003-0028	TEL(011)864−0440(代表)	FAX(011)863−3154
	札幌サービスセンター	札幌市白石区米里3条2丁目6-25	〒003-0875	TEL(011)879−2121(代表)	FAX(011)871−2000
	函館営業所	函館市西桔梗町21-2	〒041-0824	TEL(0138)48−6070(代表)	FAX(0138)48−6080
	旭川営業所	旭川市東旭川南1条2丁目2-5	〒078-8262	TEL(0166)37−2330(代表)	FAX(0166)37−2338
	帯広営業所	帯広市西12条南1丁目30-1	〒080-0022	TEL(0155)35−7518(代表)	FAX(0155)35−7510
	釧路営業所	釧路市中園町2-5	〒085-0052	TEL(0154)24−4191(代表)	FAX(0154)24−0451
	北見営業所	北見市美芳町9-1-30	〒090-0064	TEL(0157)26−2103(代表)	FAX(0157)26−2107
東北地区	青森支店	青森市古館大柳55-1	〒030-0946	TEL(017)742−8255(代表)	FAX(017)742−8275
	青森サービスセンター	青森市古館大柳55-1	〒030-0946	TEL(017)743−2971(代表)	FAX(017)743−6741
	秋田営業所	秋田市泉中央4丁目4-18	〒010-0917	TEL(018)864−5671(代表)	FAX(018)864−8468
	八戸営業所	八戸市売市字売市55	〒031-0073	TEL(0178)24−5289(代表)	FAX(0178)45−4290
	弘前営業所	弘前市田園1-2-1	〒036-8086	TEL(0172)28−3910(代表)	FAX(0172)28−0191
	盛岡営業所	盛岡市門2-1-42	〒020-0823	TEL(019)622−4791(代表)	FAX(019)622−5244
	水沢営業所	水沢市水沢工業団地4丁目79	〒023-0002	TEL(0197)22−4155(代表)	FAX(0197)22−4452
	仙台支店	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-32	〒983-0035	TEL(022)235−3181(代表)	FAX(022)236−8810
	仙台サービスセンター	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-32	〒983-0035	TEL(022)783−1791(代表)	FAX(022)783−1792
	郡山営業所	郡山市亀田1-51-9	〒963-8033	TEL(024)938−2240(代表)	FAX(024)938−3021
	山形営業所	山形市南原町3-7-11	〒990-2413	TEL(023)642−3255(代表)	FAX(023)642−3254
	庄内営業所	酒田市錦町1-183-1	〒998-0103	TEL(0234)31−0571(代表)	FAX(0234)31−0581
関東地区	東京支店	北区豊島8-4-8	〒114-0003	TEL(03)3927−1151(代表)	FAX(03)3911−1121
	東京サービスセンター	北区豊島8-4-8	〒114-0003	TEL(03)3911−1131(代表)	FAX(03)3927−1130
	水戸営業所	水戸市笠原町653-2	〒310-0852	TEL(029)241−2172(代表)	FAX(029)241−4268
	千葉営業所	千葉市花見川区幕張本郷4-7-2	〒262-0033	TEL(043)274−1121(代表)	FAX(043)274−1135
	大宮営業所	さいたま市吉野町1-332-6	〒330-0031	TEL(048)651−1231(代表)	FAX(048)651−6370
	つくば営業所	つくば市谷田部6788-19	〒305-0861	TEL(0298)39−5325(代表)	FAX(0298)36−1913
	横浜支店	横浜市戸塚区原宿4丁目7-13	〒245-0063	TEL(045)852−4008(代表)	FAX(045)852−5540
	横浜サービスセンター	横浜市戸塚区原宿4丁目7-13	〒245-0063	TEL(045)852−4802(代表)	FAX(045)852−5540
	立川営業所	立川市西砂町1-66-13	〒190-0034	TEL(042)531−6771(代表)	FAX(042)531−0496
	甲府営業所	中巨摩郡昭和町西条2491-2	〒409-3866	TEL(055)268−1567(代表)	FAX(055)268−1569
	高崎支店	高崎市問屋町西1-3-22	〒370-0007	TEL(027)361−4806(代表)	FAX(027)361−9139
	高崎サービスセンター	高崎市問屋町西1-3-22	〒370-0007	TEL(027)363−8955(代表)	FAX(027)364−3228
	宇都宮営業所	宇都宮市簗瀬町2313	〒321-0933	TEL(028)632−5105(代表)	FAX(028)632−5205
	太田営業所	太田市高林東町2375	〒373-0825	TEL(0276)38−6571(代表)	FAX(0276)38−5508
信越・北陸地区	新潟支店	三条市曲渕3-2-15	〒955-0864	TEL(0256)32−2126(代表)	FAX(0256)35−8519
	三条サービスセンター	三条市東新保3-38	〒955-0863	TEL(0256)32−2129(代表)	FAX(0256)32−2137
	新潟東営業所	新潟市江南1-6-41	〒950-0855	TEL(025)286−9131(代表)	FAX(025)286−3313
	新潟サービスセンター	新潟市近江180-1	〒950-0971	TEL(025)281−4251(代表)	FAX(025)281−4252
	長野営業所	長野市大豆島5312	〒381-0022	TEL(026)221−5111(代表)	FAX(026)221−0039
	上越営業所	新井市上百々倉田100	〒944-0001	TEL(0255)73−7511(代表)	FAX(0255)72−5696
	松本営業所	松本市笹賀5824-2	〒399-0033	TEL(0263)26−0051(代表)	FAX(0263)25−9961
	金沢支店	金沢市駅西新町1-1-25	〒920-0027	TEL(076)260−0567(代表)	FAX(076)260−0775
	金沢サービスセンター	金沢市駅西新町1-1-25	〒920-0027	TEL(076)260−0038(代表)	FAX(076)260−0738
	富山営業所	富山市田中町2-3-15	〒930-0985	TEL(076)444−0567(代表)	FAX(076)444−0611
	福井営業所	福井市和田東1-607	〒918-8237	TEL(0776)23−0567(代表)	FAX(0776)23−0580
東海地区	名古屋支店	名古屋市港区入場1-1903	〒455-0803	TEL(052)383−3330(代表)	FAX(052)381−1266
	名古屋サービスセンター	名古屋市港区入場1-1901	〒455-0803	TEL(052)384−5670(代表)	FAX(052)381−5244
	静岡営業所	静岡市高松2-15-30	〒422-8034	TEL(054)238−0005(代表)	FAX(054)238−0006
	岐阜営業所	岐阜市蔵前3-2-17	〒500-8233	TEL(058)247−3661(代表)	FAX(058)247−5036
	津営業所	津市高茶屋3-29-38	〒514-0819	TEL(059)234−8471(代表)	FAX(059)234−8472
	沼津営業所	沼津市西椎路888-1	〒410-0303	TEL(0559)68−6210(代表)	FAX(0559)68−6212
	岡崎営業所	岡崎市大平町沢添49	〒444-0007	TEL(0564)25−0275(代表)	FAX(0564)25−1726
近畿・四国地区	大阪支店	吹田市南金田1-8-47	〒564-0044	TEL(06)6380−2111(代表)	FAX(06)6386−7262
	大阪サービスセンター	吹田市南金田1-8-47	〒564-0044	TEL(06)6386−5670(代表)	FAX(06)6386−5588
	高松営業所	高松市上福岡町2015-3	〒760-0077	TEL(087)835−1711(代表)	FAX(087)835−0160
	京都営業所	京都市伏見区竹田中島町14	〒612-8415	TEL(075)643−2002(代表)	FAX(075)643−0870
	姫路営業所	姫路市飾磨区構4-33	〒672-8071	TEL(0792)34−2911(代表)	FAX(0792)34−6109
	彦根営業所	彦根市正法寺町南出78	〒522-0024	TEL(0749)24−6239(代表)	FAX(0749)26−2116
	福知山営業所	福知山市和久市町308	〒620-0062	TEL(0773)22−0827(代表)	FAX(0773)23−7592
中国地区	広島支店	広島市安佐南区祇園3-27-20	〒731-0138	TEL(082)871−3310(代表)	FAX(082)871−3306
	広島サービスセンター	広島市安佐南区祇園3-27-20	〒731-0138	TEL(082)871−3315(代表)	FAX(082)871−3306
	岡山営業所	岡山市辰巳35-103	〒700-0976	TEL(086)243−7751(代表)	FAX(086)243−7191
	米子営業所	米子市目久美町235-1	〒683-0035	TEL(0859)33−8157(代表)	FAX(0859)23−0709
	徳山営業所	徳山市徳山字一ノ井手5631-4	〒745-0882	TEL(0834)22−5567(代表)	FAX(0834)22−5589
九州地区	福岡支店	福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812-0007	TEL(092)474−5771(代表)	FAX(092)474−5775
	九州コロナサービス	鳥栖市酒井西町638-10	〒841-0042	TEL(0942)81−3915(代表)	FAX(0942)81−3918
	北九州営業所	北九州市小倉北区愛宕2-6-4	〒803-0828	TEL(093)592−8611(代表)	FAX(093)592−8666
	鹿児島営業所	鹿児島市田上7-16-5	〒890-0034	TEL(099)281−1321(代表)	FAX(099)281−1252
	熊本営業所	熊本市尾ノ上1-11-12	〒862-0913	TEL(096)367−7361(代表)	FAX(096)369−6323
	長崎営業所	長崎県西彼杵郡時津町左底郷浜田74-1	〒851-2106	TEL(095)882−7710(代表)	FAX(095)882−7767
	宮崎営業所	宮崎市霧島3-59-2	〒880-0032	TEL(0985)29−1680(代表)	FAX(0985)25−0685
	大分営業所	大分市海原688-1	〒870-0107	TEL(097)523−5161(代表)	FAX(097)523−5162
沖縄地区	沖縄営業所	浦添市大平392-1	〒901-2113	TEL(098)879−0677(代表)	FAX(098)875−1674

13501002

本社・工場	三条市東新保7-7	〒955-8510	TEL(0256)32−2111(大代表)
柏崎工場	柏崎市宝町2-58	〒945-0817	TEL(0257)23−5175(代表)
長岡工場	長岡市下条町倉ノ浦1069	〒940-1146	TEL(0258)22−2121(代表)

株式会社コロナ